

3年で3倍 信用情報に傷

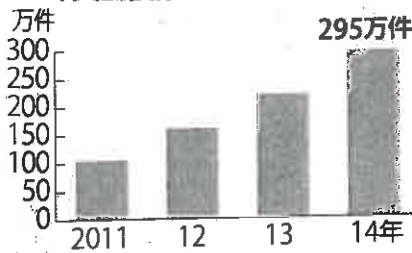
分割払いで購入した携帯電話端末やクレジットカードの支払いが滞ると、信用情報に傷が付き、将来ローンが組めなくなるなどの恐れがある。料金滞納のリスクを把握し、適切な支払いに努めたい。

(武田泰介)

5年間残る記録

携帯端末を分割払いで購入した場合や、クレジットカードでの買い物、住宅ローンなどは、いずれも事業者が一時的に立て替え払いをしてお

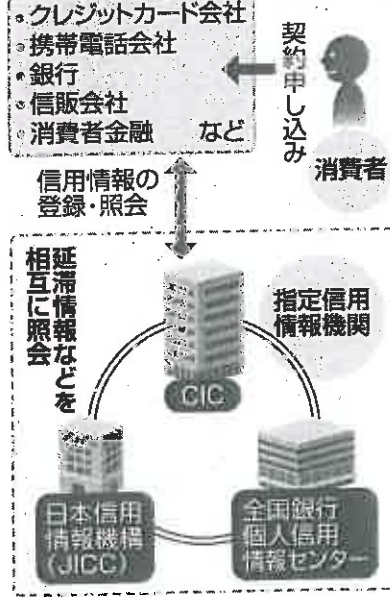
●携帯端末代の滞納による「異動」情報の登録件数



※各年とも3月時点の数字

スマホ滞納でブラックリスト

●信用情報のやりとりの仕組み (イメージ)



携帯端末を分割払いで購入した場合や、クレジットカードでの買い物、住宅ローンなどは、いずれも事業者が一時的に立て替え払いをしてお

り、顧客はこの「債務」を返済していく仕組みだ。この際、携帯電話会社やカード会社などの事業者は、顧客の返済情報を信用情報機関に登録している。返済情報を登録することは、顧客と事業者の間で結ばれる個々の契約に盛り込まれている。

信用情報機関は、クレジット会社系のシー・アイ・シー(CIC)、消費者金融系の日本信用情報機構(JICC)、全国銀行個人信用情報センターがあり、ネットワーク化されている。事業者は、契約時に顧客の過去の返済情報

報をこれらの機関に照会し、審査の参考にしている。

例えば、CICに登録される顧客の信用情報データには、直近2年間の月々の入金状況があり、未納があった月は「A」と記号が入る。これが3か月連続くと「異動(通常と異なる動き)」と記される。いったん異動となると、完済しても5年間は記録が残る。

こうした場合、新たに住宅ローンや車のローンに組もうとしても審査に通らない可能性がある。

「異動」は「実質ゼロ円」に注意

CICが管理する「異動」の件数は3月時点で約1430万件にのぼる。特に目立つのが、携帯端末代金の滞納によるものだ。スマートフォンが普及に伴って急増しており、同月時点で295万件と3年前の3倍に膨らんでいる。

端末価格が5万〜6万円と高額なスマホは、12回や24回の分割払いにして、月々の返

済額と同額を毎月の通話料などから割り引く「実質ゼロ円」契約が主流。ところが、この月賦払いに落とし穴がある。携帯の基本料や通話料は支払いが遅れても電話を止められないが、端末代の分割払いは「クレジット契約」とみなされ、滞納は信用情報の毀損に直結するからだ。

CICは「携帯端末の分割払いがクレジット契約であるとの認識がまだまだ薄い。安易な気持ちで滞納すると不利益が大きいことを知ってほしい」と注意を促す。

「実質ゼロ円」に注意

CICが管理する「異動」の件数は3月時点で約1430万件にのぼる。特に目立つのが、携帯端末代金の滞納によるものだ。スマートフォンが普及に伴って急増しており、同月時点で295万件と3年前の3倍に膨らんでいる。

クレジットカードも

クレジットカードでの買い物や公共料金のカード決済、キャッシングなども同様だ。銀行口座が残高不足となると滞納につながる。また、引越したのに住所変更を届けないまましていると、滞納を知らせる書類が届かないため、「異動」に発展するおそれもある。

クレジットカードに詳しい消費生活評論家の岩田昭男さんは「カードは必要な分だけに絞り、引越した時には住所変更を忘れずに」とアドバイスする。

●信用情報に記載される入金データのイメージ

2013年			2014年				
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
入金	A	入金	入金	入金	A	A	A

10日に入金なし

3か月続けて入金なし
「異動」情報を記載

※CICの資料から抜粋。個人の情報は全国7か所の窓口やインターネットで開示請求(有料)できる